

一般事業主行動計画

女性が就業を継続し、職業生活において十分に能力を発揮し、活躍できる雇用環境を整備するため、「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画」を策定する。

1. 計画期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

【目標①】

女性のタクシー及びバス乗務員数を全体の 10%以上とすること

【対策】

女性が活躍できる職場環境の整備を進めるとともに、求職者に向けて職場の魅力や取組を積極的に広報する。

【目標②】

計画期間内に、男性労働者について育児休業取得者を 1 名以上とするとともに、女性労働者の育児休業取得率を 100%とし、男性労働者の育児休業の平均取得期間を 14 日以上とする。

【対策】

育児休業制度の周知や対象者への個別説明を行い、業務の引継ぎ・応援体制を整備するとともに、安心して職場復帰できる環境を整えることで、男女ともに育児休業を取得しやすい職場づくりを整える。